

事業評価書（事後）

平成 2 0 年 8 月

評価対象（事業名）	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
主管部局・課室	老健局計画課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
個別目標 1	介護給付の適正化を図ること	
個別目標 2	要介護認定の適正化を図ること	
個別目標 3	必要な介護サービス量を確保すること	
個別目標 4	介護サービスの質を確保すること	
個別目標 5	認知症高齢者支援対策を推進すること	

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成 1 6 年度）
<p>(1) 現状分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の社会福祉施設等整備費補助金は、施設種別ごとの「点」としての整備に対する支援となっている。 介護サービスの施設整備は、介護給付費等に直結するものであり、住民が負担する介護保険料に大きく影響する。 <p>(2) 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「点」としての整備を支援する現行の整備補助金では、地域の実情に応じた介護・福祉サービス基盤の整備が困難。 介護・福祉のサービス基盤は、地域間で格差が生じており、ニーズが高く、整備が進んでいない地域を対象として重点的・計画的な整備を進めることが必要。 <p>(3) 事業の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のような問題点を踏まえ、従前のような個別の施設ごとの「点」的な基盤整備への補助から、「面」的な基盤整備に関する計画を策定した地方公共団体に対する交付金を交付する仕組みとすることにより、 <ol style="list-style-type: none"> 地方公共団体の自主性・独創性を活かした弾力的な執行が可能となり、地域における介護・福祉サービス基盤の整備を支援すること 介護保険料等の住民負担を考慮し、全国的にバランスの取れた施設整備を進めていくことが可能となる。
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>介護サービスの基盤整備については、できる限り住み慣れた自宅や地域で自立した生活が継続できるよう在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努め、在宅で常時の介護を受けることが困難な方のために特別養護老人ホーム等の施設整備に努めるなど、多様な介護サービス基盤の整備を各自治体において進めていくものと考えられる。</p> <p>このような考えの下で、平成 1 7 年度に創設された「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」によって、都道府県及び市区町村が進める介護サービス基盤の整備を支援</p>

している。
 平成18年度からは、地域密着型サービスの基盤整備を中心として、
 ① 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等介護保険施設への転換を支援する「介護療養型医療施設転換整備事業」
 ② 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業、市区町村提案による先進的なモデル事業の実施を支援する「市町村提案事業」
 等のメニューを創設し、市区町村における介護サービス等の基盤整備推進を多方面から支援している。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
 その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市区町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することや、介護療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を本事業において支援する。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）

予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
	86,590	44,310	28,482	41,200	40,000

「H21」については予算概算要求額

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により整備を行う施設・サービス量

政策効果が発現する時期 平成17年度

4. 評価指標

アウトプット指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

	H15	H16	H17	H18	H19
1 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合（単位：％） （前年度以上／毎年度）	—	—	—	5.9 【-％】	7.0 【118.6％】

（調査名・資料出所、備考）

・ 指標1は「介護給付費実態調査月報」（大臣官房統計情報部調べ）によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値である。なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改正で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである。

5. 事前評価の概要

必要性の評価

(1) 公益性の有無

要介護高齢者の増加に伴い、全国的にバランスの取れた介護福祉基盤整備が必要不可欠であるため。

(2) 国で行う必要性の有無

介護サービスの基盤整備については、地方公共団体の独自性に配慮しつつ、全国的にバランスの取れた整備が必要不可欠であるため。

(3) 民営化や外部委託の可否

交付金により整備される施設等の設置主体や運営主体は民間活力を活用する。

(4) 緊要性の有無

今後、急速に高齢化が進む都市部等を中心に、介護サービス基盤整備が進んでいない地域における重点的・計画的な整備が必要であるため。
有効性の評価
(1) 政策効果が発現する経路 個別施設ごとの「点」の整備に対する補助制度を、「面」としての整備を可能とする交付金とすることにより、地方公共団体の自主性・独創性を活かした弾力的な執行が図られることで、地域の特性に応じた介護・福祉サービス基盤の整備が推進される。 (2) これまで達成された効果、今後見込まれる効果 地域の特性に応じた介護・福祉サービス基盤の整備が推進されることにより、高齢者等が身近な日常生活圏域の中で、地域住民のニーズに見合った様々な介護（予防）・福祉サービスを利用することができる。 (3) 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項 特になし。
効率性の評価
(1) 手段の適正性 現行の補助制度では、施設種別ごとの縦割りの整備となり、手続きが煩雑になるとともに、地域の実情に応じたサービス基盤の整備が困難である。 逆に、三位一体改革や規制改革等の流れの中で、補助の廃止が提案されているが、介護・福祉サービス基盤に地域格差があること及び施設整備が運営費の増大に直結することを考えると、全国的にバランスの取れた基盤整備のため、地方公共団体の自主性・独自性を活かした弾力的な執行が可能な仕組みをつくるのが効率的である。 (2) 費用と効果の関係に関する評価 地方公共団体の創意工夫を活かした介護・福祉サービス基盤の整備を支援することにより、地域の実情に応じた効率的なサービス基盤の整備と、その後の運営が可能となる。 (3) 他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無 なし。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路（投入→活動→結果→成果）
〈投入〉地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の実施 〈活動〉市区町村が策定した介護・福祉サービス基盤整備計画に対する交付金の交付 〈結果〉介護・福祉サービス基盤整備の促進 〈成果〉地域密着型サービス利用者の増加
有効性の評価
全サービスの利用者に占める地域密着型サービスの利用者の割合が、本交付金制度開始当初に比べ増加傾向にあること等から、市区町村が地域の実情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき本交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると考えられ、本交付金が有効であると評価できる。 また、当該指標のうち「介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合」については、1割以下の水準にとどまっているものの、介護サービス全体の供給量が増加している中で一定の伸びを示しているものと評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし

(2) 効率性の評価

効率性の評価
(1) 手段の適正性 従来の施設種別ごとの補助金制度に比べ、市区町村が策定した整備計画に対する交付金制度としたことと、事務手続きの簡素化につながり、また市区町村の負担割合の設定を地域の実情に合わせて設定することが可能となり、自主性・独創性を生かした弾力的な執行が行われているものと考えられる。 (2) 費用と効果の関係に関する評価 市区町村が、地域の実情に応じ、サービス基盤の整備計画を策定することで、地域住民のニーズに応じた効率的かつ重点的な基盤整備を進めることができていると考えられる。

また、本交付金のうち地域介護・福祉空間推進交付金において、事業立ち上げ時の備品購入費や人件費などの事業運営に関する経費も交付金の対象範囲とすることにより、地域密着型サービス事業所の新規参入がスムーズに行われていると考えられる。

事後評価において特に留意が必要な事項

本交付金については、①市区町村や事業者等への本交付金の周知が必ずしも十分に図られていないことや、②介護療養病床の転換については、平成23年度末までという期間的猶予があり、市区町村において他の施策を優先して進めていること等から、利用が進んでいない状況である。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

なお、本交付金の利用が進んでいない状況を踏まえ、平成20年度においては、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援ができるよう、平成21年度においても、予算概算要求を行う。

7. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」(平成16年5月27日地域再生本部決定)

- ・既存の諸施策について、地域の自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正の観点から抜本的に見直すとともに、成果主義的な政策への転換を進める。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)

- ・「国から地方へ」「官から民へ」との考え方の下、地方の権限と責任を大幅に拡大するなど、「三位一体の改革」にも資する方向で、各種政策手段を組み合わせた「地域の地力全開戦略」としての取組を強力に推進する。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

「介護保険制度の見直しに関する意見」

(平成16年7月30日社会保障審議会介護保険部会)

- ・日常生活圏域を中心とした「地域密着型サービス」の創設や、介護予防を含めた地域における包括的かつ継続的なサービス提供という方向性を踏まえ、今後の基盤整備は、①「日常生活圏域」を基本的な単位とし、②「多様な地域特性」を尊重しつつ、③当該地域における人的・物的資源を最大限活用し、④有機的連携をもったサービス提供が行われることを基本とする必要がある。このため、基盤整備の手法についても、その在り方について見直しを検討していく必要がある。